

劣化ウラン兵器の廃絶に関する意見書

わが国において劣化ウランは核燃料物質として指定され、その使用等について法律で規制されていますが、劣化ウラン兵器はその破壊力等により、平成3年の湾岸戦争をはじめ、世界各地の紛争に使用されています。

これらの紛争後、現地住民や帰還兵、また、その子供にまでガンなどの様々な疾患が急増しているとの報告がなされていますが、その原因は、これらの紛争の際に使用された劣化ウラン兵器によるものと疑われています。

劣化ウラン兵器の使用による健康への影響や科学的メカニズムの解明は進んでおらず、劣化ウランと疾病との関係は科学的に立証されているとはいいがたいものの、これらが使用された地域には半永久的に放射能の影響を残すおそれがあり、重金属としての毒性なども心配され、大気や水、農作物等を通じた地域住民への影響が懸念されています。

また、劣化ウラン兵器は、1996年には、国連でも核兵器と並ぶ無差別破壊兵器として製造・使用の禁止を求める決議が採択されています。

よって、政府におかれましては、劣化ウラン兵器反対の立場を表明することを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成18年6月6日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

地方分権の推進に関する意見書

現在、国においては、「骨太の方針2006」の策定に向け、地方歳出の削減を含む歳入・歳出一体改革の具体案作成の論議が進められています。

とりわけ、政府・与党の財政・経済一体改革会議では、歳出削減と歳入確保に関する選択肢などを国民に示すべく論議が行われています。

地方の自主性・主体性を高め、分権型社会を構築するためには、地方の自主財源比率を高めることが必要不可欠であり、今年度の地方交付税、地方税等の一般財源は、昨年11月の三位一体の改革に関する政府・与党合意に基づき、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額が確保されたところであります。

しかしながら、経済財政諮問会議等においては、地方のプライマリーバランスが黒字であるとして、地方交付税を一方的に削減するといった論議が進められているところであります。

そもそも、地方交付税は中間（移転）支出であって、社会保障や公共事業等の最終支出と同列に扱えるものではありません。また、地方公共団体の行う基本的な行政サービスの大部分が国関連事業であり、国と地方が財源を持ち合い共同で実施している現状においては、国・地方を通じた行政サービスの内容や水準を見直すことなく地方交付税を削減することはできません。

地方交付税等の改革が地方の自主性・主体性を高める改革となり、また、三位一体の改革について、平成19年度以降の第二期改革の道筋が明らかになるように、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

1 国・地方の税配分の見直し

我が国の財政は、税配分と最終支出の間に大きなかい離が存在しており、当面、国税と地方税の割合を1対1を目標に、税源の偏在に留意しながら税源移譲を行うこと。

2 地方交付税の機能確保

(1) 国・地方を通じた財政再建に当たっては、地方交付税のみを一方的に削減するのではなく、赤字国債を財源とする国の事業の整理・

合理化を徹底すること。

- (2) 交付税算定基準の見直しに当たっては、災害の発生等人口・面積に左右されない需要を十分に踏まえること。
- (3) 不交付団体比率を高めるには、地方公共団体が引き続き必要な行政サービスを実施できるよう地方税を充実すること。
- (4) 国が後年度財政措置するとした約束分の交付税措置を確実に履行すること。
- (5) 地方交付税の制度改革に当たっては、地方六団体が提出した地方分権の推進に関する意見に基づき、地方交付税を地方共有税へ転換し、その財源については国の一般会計を通さずに、地方共有税及び譲与税特別会計に直接繰り入れ、地方の財源不足については、法定率の引き上げなどにより対応すること。

3 公営企業金融公庫の廃止に伴う措置

- (1) 小規模な市町においても公共施設を円滑に整備できるよう、長期・低利の資金を安定的に供給する共同債券発行機能を引き続き確保すること。
- (2) 現在の公庫の財務基盤については、新たな組織に確実に承継させること。
- (3) 上の事項を確実なものとするため、新たな法的枠組みを構築すること。

4 道路特定財源の地方配分の強化

地方の道路整備が遅れていること、道路特定財源の地方への配分が少ないことを踏まえ、地方への配分割合を高めること。

5 直轄事業負担金の廃止

直轄事業負担金は廃止すること。特に維持管理に関する直轄事業負担金については直ちに廃止すること。

6 第二期改革の実現

- (1) 第一期改革に引き続き、平成19年度以降の第二期改革への道筋を明らかにすること。
- (2) 国庫補助負担金等の改革については、一昨年地方六団体が取りま

とめた「国庫補助負担金等に関する改革案」を踏まえ行うこと。

7 国と地方の調整機関の設定

上の項目について、国と地方の代表者が協議を行うための場の設定を制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成18年6月20日

尼崎市議会議長

関係大臣あて